

胎農第1264号  
令和6年11月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

胎内市長 井畠明彦

市町村名 (市町村コード)	新潟県胎内市 (15227)
地域名 (地域内農業集落名)	高浜地区 (高畠、宮瀬、鴻ノ巣、笹口浜、赤塚)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月22日、令和6年7月12日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は胎内川沿岸河口付近の南側に位置し、農業法人4法人、認定農業者20人、その他農業者13人が水稻を中心とし農業経営を行っている。担い手が十分に確保できており、とくに課題はなしとしているが、一部基盤整備事業未着手地域があり、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中心経営体である農業法人4法人、認定農業者20人、その他農業者13人が担っていく。
- ・基盤整備事業等の活用により耕作条件の改善を検討している。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	144.93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	144.93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

高畠、宮瀬、鴻ノ巣、笹口浜、赤塚集落の農振農用地区域内の、農業上の利用が行われる農地を当該区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

当該地域の農地利用は、中心経営体である農業法人4法人、認定農業者20人、その他農業者13人が担う。

(2)農地中間管理機構の活用方針

特になし。

(3)基盤整備事業への取組方針

一部(未着手地域)基盤整備事業活用を検討している。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

特になし。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】